

水道局建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る
一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定に基づき、水道局が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(市長部局の例)

第2条 入札に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等、必要な事項の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか市長部局の例による。

(申請書の提出期間)

第3条 申請者は、申請書を次の各号に掲げる期間に提出するものとする。ただし、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

- (1) 定時受付 平成11年を最初の年とする隔年ごとの2月1日(県外業者にあつては平成12年を最初の年とする隔年ごとの同日)から10日間(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)
- (2) 追加受付 前号受付年の翌年2月1日から10日間(休日等を除く。)

(資格の有効期間)

第4条 資格の有効期間については、申請年の6月1日から2年間とする。

2 前条ただし書及び第2号の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の残存期間とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から県内業者にあつては平成19年5月31日まで、県外業者にあつては平成20年5月31日までは、この要綱に基づく資格を有する者とみなす。